

# もりやま市議会だよりデザイン印刷業務 公募型プロポーザル方式実施要項および募集要項

## 1 対象事業の目的

もりやま市議会だよりは、議会の状況を広く市民に周知することにより、議会に関心を持っていただくとともに、市民に広く親しまれ、読んでもらうために発行するものであります。

こうした中、より見やすく分かりやすくするため、令和元年8月号からデザインやレイアウト等を一新しましたが、その後5年が経過したため、現デザインをより魅力あるデザイン等に見直すものです。

このことから、もりやま市議会だよりのデザイン・印刷を委託する業者については、総合力（企画力・デザイン力・技術力）を求め、優れたデザイン・レイアウトや実施体制等を審査し、選定することを目的とします。

## 2 業務名

もりやま市議会だよりデザイン印刷業務

## 3 業務場所

本市が指定する場所

## 4 業務内容

別紙 業務仕様書のとおり

## 5 見積上限価格（税抜き）

金 13,100,000 円（全 19 回）

## 6 履行期間

契約締結日から令和 10 年 8 月 31 日まで

## 7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

創造力、技術力、経験等が必要な業務であり、価格だけの競争にはなじまないため。

## 8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・ 質問締め切り

10 月 20 日（金）

・ 質問回答	11月2日（木）
・ 提案書提出期限	11月24日（金）
・ プレゼンテーション実施	12月5日（火）
・ 審査結果通知発送	12月13日（水）

## 9 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

## 10 参加資格条件

### (1) 業種

令和5年度物品供給等業者登録名簿に登録があり、7「印刷」の取組内容⑤「印刷製本」を希望品目にあげていること

### (2) 実績

過去に自治体広報紙または市議会広報紙の作成経験（デザインを含めた編集および印刷業務）があること。

### (3) 地域要件

滋賀県内に本店または委任のある支店もしくは営業所を有すること

### (4) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとします。

- ・ 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
- ・ 営業を開始してから、申込み日までに1事業年度（12か月）以上を経過していない者
- ・ 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始のお申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

## 11 選定条件

原則、参加申込のあった者で上記10参加資格条件(1)～(3)のすべてを満たし、かつ(4)に該当しない者。

## 12 提出書類

### (1) 提案内容

もりやま市議会だよりデザイン印刷業務について提案

### (2) 提案書の様式および部数

下記の書類を下記の順番に綴じ、8部提出すること。なお、原本は1部とし、残り7部は写しとする。

- ① 提案書鏡（様式1）
- ② もりやま市議会だよりデザイン・レイアウト見本
- ③ 見積書（様式2）
- ④ 業務実施体制（様式3）
- ⑤ 業務実績表（様式4）
- ⑥ 会社概要（様式5）

(3) 提出方法

本実施要項および募集要項12で掲げる提出書類を持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。

(4) 提出期限

令和5年11月24日（金） 正午まで

(5) 提出場所

守山市議会事務局 総務課

(6) 記入上の注意

- ・提出期限に遅れたものは失格とします。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とします。

### **13 質疑応答**

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式6）にて、令和5年10月20日（金）までに上記12(5)提出場所宛に提出してください。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（10月20日（金）必着）によるものとします。電話および口頭による受付は出来ませんのでご注意ください。

質問書の内容およびそれに対する回答は、10月20日（金）を目途にホームページに掲載するとともに、上記12(5)提出場所の窓口で掲示します。

### **14 審査方法および審査基準**

(1) 審査方法

ア 審査員構成

プロポーザル等の審査は、市議会だより編集委員会の委員を中心に審査員が行います。

イ 提出した提案書をもとに、プレゼンテーションは20分以内とし、終了後質疑応答は10分とする。当方がプレゼンテーションに用意する機材は、モニターのみで使用するパソコンは持参すること。時間等については、別途連絡する。

(2) 審査項目（別紙 審査基準を参照）

ア レイアウト

イ デザイン

ウ 業務実施体制

エ 実績

オ 見積金額

(3) 審査スケジュール

上記 8 「事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順」のとおり

(4) 審査結果の通知

12 月 13 日（水）に審査結果の通知文を発送します。

## **15 提案書等の取り扱い**

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属します。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、応募された提案書等は返却しません。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合があります。

## **16 提案に係る費用の負担に関する事項**

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

## **17 問い合わせ先**

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市議会事務局 総務課 担当：西村

電話 077-582-1151

FAX 077-582-1155

E-mail gikai@city.moriyama.lg.jp